

第3期みさき子どもとおともも輝くプラン 策定方針

基礎調査や現行の取組みの状況、国の動向を踏まえ、第3期みさき子どもとおともも輝くプラン(以下、「第3期計画」という。)を策定します。

1. 計画の趣旨・背景

- ・平成 24 年8月に我が国では、少子化や待機児童の増加への対応として「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法が成立しました。これに基づき、本町は「みさき子どもとおともも輝くプラン」を策定しています。この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」の趣旨を踏まえた、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となっています。
- ・「子ども・子育て支援新制度」の推進により、全国的に待機児童の解消は進みましたが、少子化は依然として歯止めがかかっていません。また児童虐待相談や不登校件数が増加するなど、子どもを取り巻く状況も大きく変化しています。こうしたことから、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月には同法に基づくこども政策を総合的に推進するための「こども大綱」が閣議決定されました。また「こども大綱」と同日に「こども未来戦略」、「こどもの居場所づくりに関する指針」、「幼児期までの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定されています。
- ・「こども基本法」では、「こども大綱」等を踏まえた市町村の取組や方向性を「市町村こども計画」として取りまとめることが努力義務とされています。また、「市町村こども計画」策定に当たっては、「都道府県こども計画」と整合をとることが必須とされています。大阪府においては、まだ「こども計画」を策定中であることから、本町においては、今年度は第3期計画を策定し、来年度以降に「市町村こども計画」を策定することとします。

2. 計画期間

- ・本計画の期間は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、計画期間の中間年度を目安として、利用量の大きな変動や情勢の変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

3. 計画の位置づけ

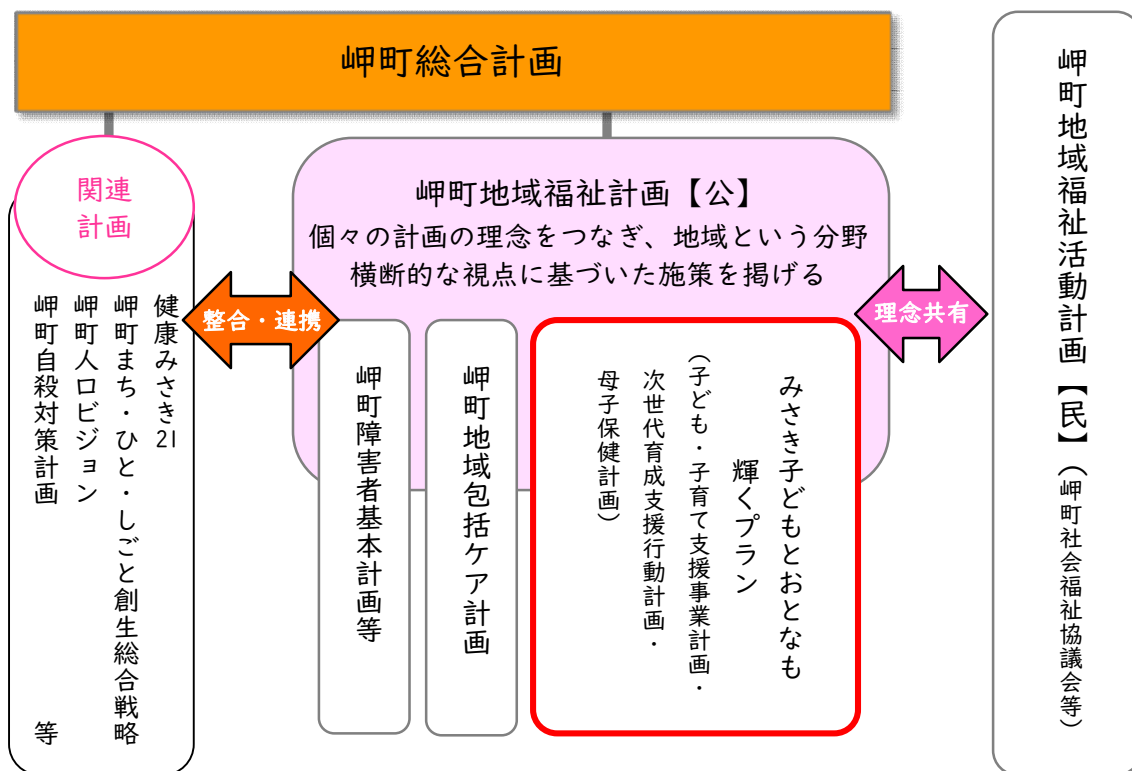
・本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」(本年公表予定)に即して策定します。策定に当たっては、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」として、同法の趣旨を踏まえ、進めるものとしします。

・本計画は、「成育基本法※」に基づき、妊娠から出産、育児期の切れ目ない支援のための指針を定める「みさき健やか親子21(母子保健計画)」を包含するものとしします。

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成 30 年法律第 104 号)

・また、「岬町総合計画」、「岬町地域福祉計画」を上位計画とし、福祉や保健等の関連計画における施策との調和を図りながら推進するものとしします。

本計画のイメージ



4. 第3期計画の構成

第1章 計画の概要 ……法的な根拠や計画の位置づけについて記載。

第2章 子どもと家族を取り巻く現状 ……本町のデータやアンケートの概要について記載。

第3章 計画の基本的な考え方 ……計画を通じて重視することや基本的な方針について記載。

第4章 子ども・子育て支援施策 ……具体的な取組みについて記載。

第5章 量の見込みと確保方策 ……法定事業の需要予測や対応策について記載。

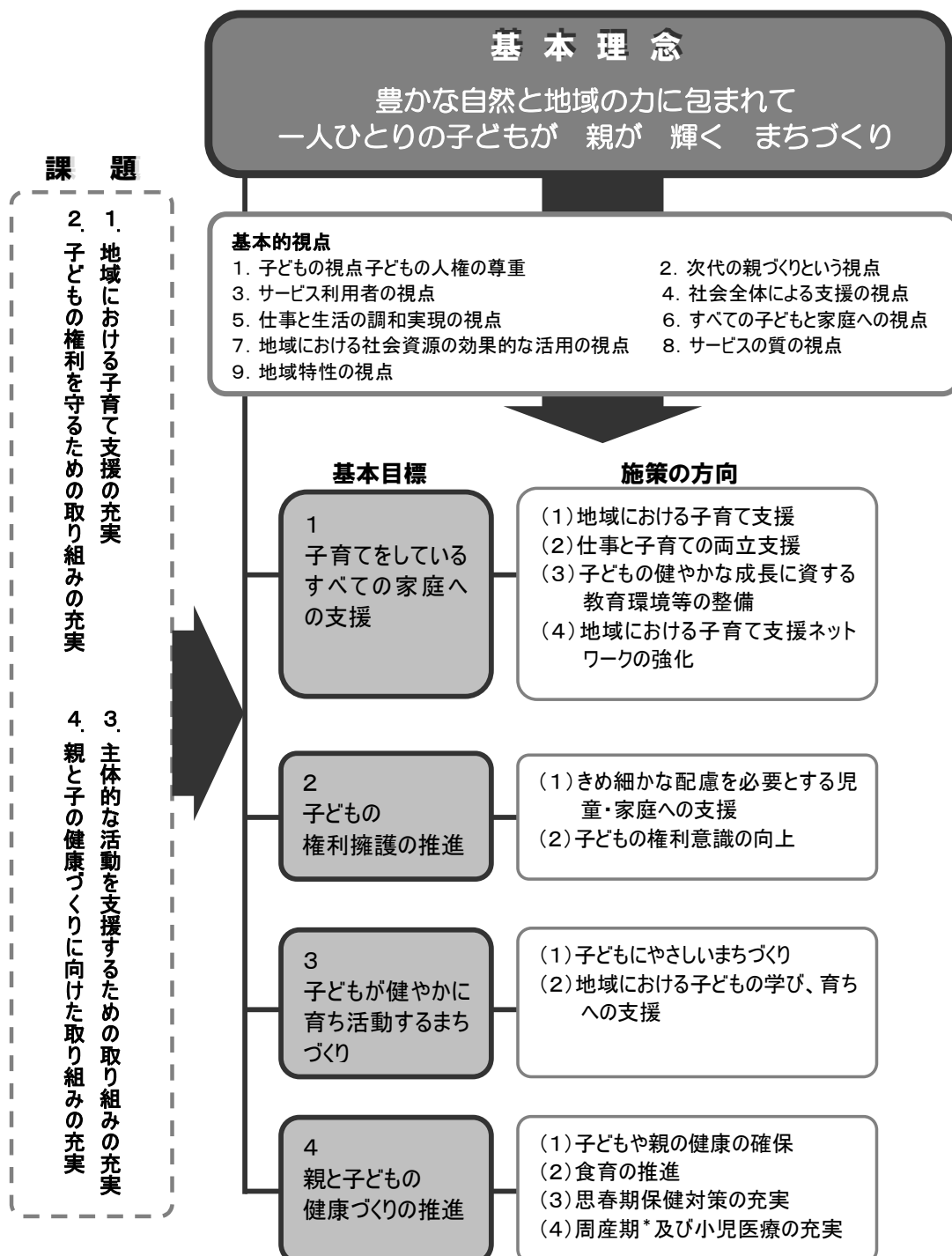
第6章 計画の推進 ……計画を実現するための体制等について記載。

5. 計画の体系(案)

・第3期計画の施策を検討するに当たって、以下のことを重視して検討します。

- ① 国・府の施策動向を踏まえ、今日の課題に対応した施策を検討します。こども大綱に関する取組みについては、今年度記載可能なものについては本計画に記載します。
- ② 基本的には第2期計画の取組みを踏襲しますが、効率的な進捗管理を行うために、趣旨が重複する取組みや他計画にて推進されている取組みについては整理し、効果的に推進していける計画づくりを行います。

・第2期計画の体系は次の通りです。



・第3期計画の体系について、現時点の検討状況は次の通りです。

※基本理念は踏襲

課 題

1. 地域における子育て支援の充実
2. 子どもの権利を守るための取組みの充実
3. 多様な体験から心身とも健やかに育つ取組みの充実
4. 親と子の健康づくりに向けた取組みの充実

